阪神水道企業団情報公開審査会答申
公文書部分開示決定に係る審査請求事案
（答申日：令和８年９月16日）

※この文書は、答申の内容を公表するため、個人に関する情報その他の不開示情報に配慮して作成したものです。

１　審査会の結論

本件審査請求は理由がなく、実施機関が行った公文書部分開示決定は妥当である。

２　審査請求に係る経過

⑴　令和８年３月24日、開示請求者から公文書開示請求がなされた。

⑵　実施機関は、当該公文書に第三者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）に関する情報が含まれていたことから、阪神水道企業団情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第１項の規定に基づき意見照会を行った。

⑶　審査請求人は、施工実績に関する情報について、非開示を求める意見を提出した。

⑷　実施機関は、技術的所見等の一部を非開示としつつ、施工実績に関する一定の情報を開示することとし、令和８年６月11日付けで公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

⑸　これに対し、審査請求人は、同月19日付けで、本件部分開示決定のうち審査請求人に係る施工実績が分かる情報（以下「本件情報」という。）を開示する部分の取消しを求める審査請求を提起した。実施機関は同年７月14日付けで当審査会に諮問した。

⑹　第１回審査会において、実施機関に対し、審査請求人へ弁明書を送付した上で、反論書の提出及び口頭意見陳述の機会を付与することが適当であるとの意見が示された。

⑺　これを受けて、実施機関は審査請求人に対し弁明書を送付するとともに、反論書の提出及び口頭意見陳述の機会を付与した。

⑻　その結果、反論書の提出及び口頭意見陳述の申出はなく、競争上の不利益の内容又は程度を具体的に補充する主張又は資料の提出もなかった。なお、その後、審査請求人から、審査結果について特に異論はない旨の回答があった。

3　審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のように主張している。

⑴　施工実績に関する情報は競争上重要な情報である。

⑵　当該情報が公になることにより、競合他社の判断材料となり得る。

⑶　当該施工実績は、発注者及び受注者のみが閲覧可能な情報であり、開示されるべきではない。

よって、本件情報は条例第８条第２号アに該当し、非開示とすべきである。

4　実施機関の説明

実施機関は、おおむね次のように説明している。

⑴　本件情報は、公共工事の施工実績に関する客観的事実を示す情報である。

⑵　本件情報は、施工手法の詳細、営業戦略、技術上のノウハウ等を具体的に明らかにするものではない。

⑶　開示によって競争上の地位その他正当な利益が害される具体的なおそれは認められない。

5　審査会の判断

⑴　本件情報について

本件情報は、公共工事の施工実績に関する情報であり、特定の工事を受注し、施工したという事実を示す客観的情報である。

⑵　手続保障について

第１回審査会において示された意見を踏まえ、実施機関は審査請求人に対して弁明書を送付するとともに、反論書の提出及び口頭意見陳述の機会を付与した。

その結果、反論書の提出及び口頭意見陳述の申出はなかった。

以上のことから、審査請求人に対する意見表明の機会は十分に確保されたものと認められる。

また、その後、審査請求人から、審査結果について特に異論はない旨の回答があった。

もっとも、審査請求の取下げは行われておらず、当審査会は当該回答のみによることなく、条例の規定に照らして独立して判断するものである。

⑶　条例第８条第２号アの該当性について

条例第８条第２号アは、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非開示情報としている。同号アの適用に当たっては、公にすることにより

競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に認められるに足りる具体的事情が必要であると解するのが相当である。

しかし、本件情報から把握できるのは、特定の公共工事を受注し、施工したという施工実績に関する客観的事実である。本件情報には、施工方法の詳細、技術的ノウハウその他審査請求人の競争上の優位性の源泉となる具体的な内部情報は含まれていない。

審査請求人は、本件情報が競合他社の判断材料となり得る旨を主張するが、本件情報の開示により、どのような競争上の不利益が、どのような因果関係によって生じるのかについて、具体的な説明はなされていない。

さらに、本件と同種の工事に参加した他の事業者においても、それぞれの事業者に係る施工実績が分かる情報の開示に同意している事例があることからも、当該情報の開示により事業者に競争上の不利益が具体的に生じる恐れがあるとは認め難い。

加えて、第１回審査会後、審査請求人に対して反論書の提出及び口頭意見陳述の機会が付与されたにもかかわらず、競争上の不利益の内容又は程度を具体的に補充する主張又は資料は提出されなかった。

以上を踏まえると、本件情報を公にすることにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に認められるに足りる具体的事情があるとは認められない。

したがって、本件情報は、条例第８条第２号アに規定する非開示情報には該当しない。

⑷　審査請求人の主張について

審査請求人は、施工実績が特定のデータベースにおいて限定された者のみ閲覧可能であることを理由として、非開示とすべき旨を主張する。

しかしながら、他の制度又はデータベースにおける閲覧範囲の設定は、当該制度等の目的及び運用に基づくものであり、そのことのみをもって、当該情報が条例上の非開示情報に該当することにはならない。

公文書の開示の可否は、当該情報の内容及び性質に照らし、条例第８条各号に規定する非開示情報に該当するか否かによって判断されるべきである。

したがって、本件情報が特定のデータベースにおいて限定的に閲覧されていることのみを理由として、条例第８条第２号アに該当するとは認められない。

⑸　部分開示の妥当性について

実施機関は、施工方法、技術的所見等の情報を非開示とする一方、施工実績に関する客観的事実に限って開示することとしている。

この区分は、情報の内容及び性質に応じて、条例第８条各号に該当する情報とそれ以外の情報とを区分したものであり、条例第９条に照らして、合理的であると認められる。

６　結論

以上のことから、本件情報は条例第８条第２号アに規定する非開示情報には該当せず、本件部分開示決定は妥当である。

よって、当審査会は、１のとおり答申する。